

令和8年度福島県立高等学校入学者選抜 福島県立会津農林高等学校 前期選抜募集要項

福島県立会津農林高等学校
〒969-6546
福島県河沼郡会津坂下町字曲田1391番地
電話 0242-83-4115(代) FAX 0242-83-0269

1 アドミッション・ポリシー

会津農林高等学校では、次のような生徒を求めています。

- (1) 安全・安心の農業生産及び植物・動物の栽培・飼育、農業経営など専門教科の学習に興味・関心
そして意欲のある生徒
- (2) 特別活動（生徒会・部活動・農業クラブ・伝統継承等）に意欲のある生徒
- (3) 将来の農業の担い手や地域の産業を支える人材となるため、自分自身を磨こうとする意欲のある
生徒

2 実施学科及び募集定員

全日制課程	大学科	農業科			
	小学科	生産科学科	環境科学科	食品科学科	地域創生科
	定 員	40名	40名	40名	40名
	特色選抜募集定員枠	各学科とも定員の20%程度とする。			
	一般選抜募集定員	各学科とも、募集定員から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。			

3 通 学 区 域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により、各学科とも県下一円とする。

4 出 願 資 格

次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者
 - ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
 - ② 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 志願してほしい生徒像

本校では、農業の実践的な教育をととして、農業や地域産業を支える核となる人材の育成を目指しており、次のⅠ型、Ⅱ型における①、②のいずれかに該当する生徒を求める。

学科名	志願してほしい生徒像
生産科学科	Ⅰ型：学業 ① 作物・野菜・果樹栽培、家畜の飼育に興味・関心を持ち、スマート農業の実践やGAP認証取得、6次化商品開発等に意欲的に取り組む者 ② 農業後継者や農業関連分野への進学・就職を希望する者
環境科学科	Ⅰ型：学業 ① 森林資源の利用や環境保全、造園に興味・関心を持ち、測量やウルシの栽培、木工製品の製作販売等に意欲的に取り組む者 ② 森林、造園、土木分野への進学を希望する者
食品科学科	Ⅰ型：学業 ① 食品の加工や発酵食品、食品の栄養や成分分析について興味・関心を持ち、発酵醸造の研究や商品開発、食品検査等に意欲的に取り組む者 ② 食品関連分野への進学・就職を希望する者
地域創生科	Ⅰ型：学業 ① そばや会津伝統野菜、草花の栽培、福祉、介護に興味・関心を持ち、6次化商品開発、そば打ち認定二段以上、農福連携による地域活性化などに意欲的に取り組む者 ② 農業関連や福祉・サービス分野等への進学・就職を希望する者
生産科学科 環境科学科 食品科学科 地域創生科	Ⅱ型：特別活動 ① 中学校において、生徒会活動や部活動（運動部・文化部）や地域のクラブ活動等に積極的に取り組んでおり、入学後も向上心を持って3年間継続する意欲のある者 ② 入学後、農業クラブ活動や伝統継承等に意欲的に取り組もうとする者

6 併願の取扱い

- (1) 志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- (2) 特色選抜の出願は、本校における1学科とし、第二志望は認めない。
- (3) 一般選抜の出願は、各学科間において第二志望を認める。

7 WEB出願システムの利用

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより出願手続き等には、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）を利用する。

WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。

なお、県外から志願する者及び県内において学区を越えて志願する者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「15 出願資格申請」（4ページ）により、本校校長に出願資格を有することの承認を得て、志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続きを行う。

8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式1号）
ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除する場合がある。
 - ② 特色選抜志願理由書（本校所定の様式）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- (2) 上記（1）以外の者
 - ① 特色選抜志願理由書（上記（1）②に同じ）
 - ② 健康診断書（令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの）（様式3号）
ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する。

③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

なお、外国における最終学校の履修証明書、学習成績証明書等とする場合は、日本語又は英語によるものとする。

9 出 願 手 続

出願手続きについては「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者

志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を通して、本校校長に出願する。

① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検定料（2,200円）を納付し、中学校長に出願を申請する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】

令和8年1月26日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）正午まで

② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

【中学校承認期間】

令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）午後4時まで

③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。

なお、調査書については「11 調査書提出」（3ページ）に定めるところにより提出する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月6日（金）正午まで

(2) 上記（1）以外の者

上記（1）に準じ、志願者が直接、出願手続きを行う。

(3) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合がある。

① 志願情報に虚偽があるとき

② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

○ 持参及び送付による書類の提出方法について

（本要項において、特に断りがない限り、以下の方法により書類を提出する。）

【持参の場合】受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

【送付の場合】送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立会津農林高等学校長

住所 〒969-6546

福島県河沼郡会津坂下町字曲田 1391 番地

10 出 願 先 変 更

出願先変更については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

【出願先変更受付期間】

令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年2月13日（金）正午まで

11 調 査 書 提 出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票（様式5号）を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日（月）午前9時から令和8年2月17日（火）午後4時まで

12 受 験 票 の 印 刷

志願者又は中学校は、令和8年2月18日（水）午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

13 出 願 取 消

出願取消については「令和 8 年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校長に連絡をした後に、手続を始めること。

【出願取消期間】

令和 8 年 2 月 9 日（月）午前 9 時から令和 8 年 3 月 13 日（金）午前 9 時まで

14 自己申告書の提出

志願先の高等学校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して志願先の高等学校長に自己申告書（様式 7 号）を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

- (1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、厳封の上、本校校長あて親展とし、持参又は送付する。

ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。

【自己申告書提出期間】

令和 8 年 2 月 16 日（月）午前 9 時から令和 8 年 2 月 18 日（水）午後 4 時まで

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式 8 号）を交付する。

15 出願資格申請

出願資格申請については「令和 8 年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、中学校長又は志願者は、手続きを始める前に本校校長に連絡をすること。

【申請期間】

令和 7 年 11 月 17 日（月）午前 9 時から令和 7 年 12 月 26 日（金）午後 4 時まで

及び令和 8 年 1 月 5 日（月）午前 9 時から令和 8 年 1 月 30 日（金）午後 4 時まで

16 選抜方法・選抜資料

- (1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料とするとともに、さらに特色検査の結果を併せて資料として選抜を行う。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

- ① 学力検査

5 教科実施し、学力検査の満点を 250 点とする。

- ② 特色選抜志願理由書

本校への志願動機、将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が具体的に記入する。

- ③ 調査書

「各教科の学習の記録」は 135 点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は 55 点満点とし、合計 190 点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。

- ④ 特色面接

個人面接を実施する。個人面接では、本校で学ぶ意欲や自らの考えをまとめ、表現する力をみる。面接は点数化し、100 点満点とする。なお、特色選抜と一般選抜の両方を出願している場合、特色面接と一般面接は別に実施する。

- ⑤ 特色検査

作文を実施する。課題について、自らの考えを 600 字程度で述べるものとする。作文は点数化し、100 点満点とする。

- ⑥ 選抜資料の満点

全体の満点は、640 点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料とするとともに、一般面接の結果を併せて資料として選抜を行う。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

① 学力検査

5教科実施し、学力検査の満点を250点とする。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点とし、合計250点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。

③ 一般面接

集団面接を実施する。面接については、段階評価する。なお、特色選抜と一般選抜の両方を出願している場合、特色面接と一般面接は別を実施する。

17 学力検査等の日時及び会場

(1) 学力検査及び特色検査

① 日 時

令和8年3月4日(水)

受付	8:00	～	8:30
点呼・諸連絡・移動	8:30	～	8:50
学力検査	9:00	～	15:10
諸連絡・移動	15:20	～	15:50
特色検査	15:50	～	16:40

9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10 15:20 15:50 16:40

国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	休	諸連絡 移動	特色 検査
----	---	----	---	-------------	----	----	---	----	---	-----------	----------

(50分) (20分) (50分) (20分) (50分) (60分) (50分) (20分) (50分) (10分) (30分) (50分)

② 会 場 福島県立会津農林高等学校

③ その他 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、分度器機能を有する定規は使用できない。)を持参すること。

なお、下敷き、分度器、計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(2) 一般面接及び特色面接

① 日 時

令和8年3月5日(木)

受付	8:00	～	8:30
点呼・諸連絡・移動	8:30	～	8:50
一般面接	9:00	～	
特色面接	一般面接終了後		

② 会 場 福島県立会津農林高等学校

③ その他 受験票、上ばき、筆記用具、昼食(特色面接受験者)等の必要なものを持参すること。

なお、計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

18 追検査等の実施

当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

追検査等の対象となる志願者及び手続き等については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

(1) 日 時

① 学力検査

令和8年3月10日(火)

追検査等については、出願と受験の状況によって下表のA～Eの5パターンがある。

下記に追検査等の開始時間と終了時間の目安、各検査の順序を記載してある。なお、実際の受験者数によっては、終了時間に変更になる場合がある。

	前期選抜受験状況		追検査等	出願状況
	一般選抜	特色選抜		
A	欠席		学力検査・一般面接	一般選抜のみ
B		欠席	学力検査 特色面接・特色検査	特色選抜のみ
C	欠席	受験	学力検査・一般面接	一般選抜と特色選抜
D	受験	欠席	特色面接・特色検査	一般選抜と特色選抜
E	欠席	欠席	学力検査・一般面接 特色面接・特色検査	一般選抜と特色選抜

8:00 9:00 14:45 15:10

A	受付等	※入学者選抜実施要綱により 学力検査の追検査を実施	一般面接
---	-----	------------------------------	------

8:00 9:00 14:45 15:35 15:55

B	受付等	※入学者選抜実施要綱により 学力検査の追検査を実施	特色検査	特色面接
---	-----	------------------------------	------	------

8:00 9:00 14:45 15:35 15:55

D	受付等		特色検査	特色面接
---	-----	--	------	------

8:00 9:00 14:45 15:35 15:55 16:20

E	受付等	※入学者選抜実施要綱により 学力検査の追検査を実施	特色検査	特色面接	一般面接
---	-----	------------------------------	------	------	------

(2) 会 場 福島県立会津農林高等学校

(3) その他 持参物については、「17 学力検査等の日時及び会場」(5ページ)のとおりとする。

19 選 抜 結 果 発 表

WEB出願システムにより、選抜結果(合格・不合格・出願取消、合格した学科)の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日(月)午後1時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

- (1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (2) 令和8年3月16日(月)午後1時から午後4時まで、合格者一覧を本校正面玄関に掲示する。
- (3) 合格者に対して合格通知書(様式13号)を本校正面玄関で交付するので、受験票を持参し、来校すること。
- (4) 提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

20 学力検査結果の提供

前期選抜の学力検査(追検査を含む)受験者に対し、WEB出願システムにより、本人の各教科の得点と5教科の合計得点の情報を提供する。

なお、対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

【学力検査結果提供期間】

令和8年3月16日(月)午後2時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

21 そ の 他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い
選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。
なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。
 - ① 追検査等の対象となる志願者
「令和 8 年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」に定めるところにより、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式 14 号）を令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 4 時まで本校校長へ提出する。
 - ② 追検査の対象とならない志願者
受験した内容のみで合否判定を行う。
- (2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い
前期選抜で不合格となった者が後期選抜に出願するときは、「令和 8 年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。
- (3) 入学辞退の手続
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式 16 号）を中学校長を通じて本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
なお、納付した入学検定料及び高等学校に提出した書類等は返還しない。
- (4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和 8 年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」に定めるところによる。
提出する書類は次のとおりとする。
 - ① 中学校卒業者及び卒業見込みの者
原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式 17 号）を、本校校長に提出する。その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（様式 18 号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
 - ② 上記①以外の者
原則として年内に、本校に問い合わせること。
- (5) 本要項に記載されていないことについては、「令和 8 年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」を確認の上、本校に問い合わせること。